

瀬戸市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第17号

瀬戸市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成14年瀬戸市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(分別解体等の届出の添付図書) 第3条 <省略> 2 法第10条第2項の規定により変更の届出をしようとする者は、前項各号の図書に係る事項を変更する場合に限り、当該各図書を省令第6条第2項の変更届出書に添付しなければならない。 (身分証明書) 第4条 法第43条第2項の立入検査を行う職員 の身分を示す証明書の様式は、 <u>市長が別に定める。</u>	(分別解体等の届出の添付図書) 第3条 <省略> 2 法第10条第2項の規定により変更の届出をしようとする者は、前項各号の図書に係る事項を変更する場合に限り、当該各図書を省令第3条第2項の変更届出書に添付しなければならない。 (身分証明書) 第4条 法第43条第2項の立入検査を行う職員 の身分を示す証明書の様式は、 <u>別記様式のとおりとする。</u>

別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。